

告 示

埼玉県公安委員会告示第50号

平成24年埼玉県公安委員会告示第66号（埼玉県情報公開条例第33条第1項の規定により情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める法人として埼玉県公安委員会が定める出資法人について）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月18日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

告示文中「第33条第1項」を「第37条第1項」に改める。